

学校給食における異物混入対応マニュアル

臼杵市教育委員会学校給食課
平成31年 3月

目 次

第1 異物とは		1
1.異物の定義		
2.異物の分類		
第2 異物混入防止対策について		2
1.物資納入		
2.調理業務		
3.臼杵市教育委員会		
4.学校における防止対策		3
第3 異物混入があった時の対応		4
1.調理場で異物が発見された場合		
2.調理工程における異物対応早見表		5
3.学校(配膳・喫食時)で異物が発見された場合		6
4.学校内で異物混入が確認された場合の対応(表)		7
5.原因究明について		8
6.報道機関への対応について		
7.事故発生時の連絡体制		9

様式1号 異物混入、異臭、異味等発見届

様式2号 保護者宛

様式3号 第1報

資料① 帽子マスクの着用・袋の開封方法

資料② 給食に関わる事務の手引き

資料③ 学校給食受け取り施設衛生管理について

第1 異物とは

1. 異物の定義

異物は、生産、貯蔵、流通の過程で不都合な環境や扱い方に伴って、食品中に侵入又は混入したあらゆる有形外来物をいう。

ただし、高倍率の顕微鏡を用いなければ、その存在が確認できない程度の微細なものは対象としない。

【厚生労働省監修「食品衛生検査指針理化学編」参照】

2. 異物の分類

本マニュアルでは、異物混入時の対応をするにあたって異物を次のように分類する。

異物	区分		具体的な物質
危険物	分類Ⅰ	喫食することにより、生命に深刻な影響を与える異物	金属片、針金、ガラス片、鋭利なプラスチック片、薬物、薬品等
非危険物	分類Ⅱ	喫食することにより、健康への影響が大きいと思われる異物	衛生害虫と思われる異物や異臭等（ゴキブリ、ハエ、クモ、ネズミの糞等）
	分類Ⅲ	異物自体は不快であり衛生的ではないが、健康への影響が少ないと思われる異物	毛髪、野菜につく虫、野菜の皮や殻、ビニール片、繊維、スポンジ片等
原料由来	分類Ⅳ	原料に由来する物質であるが、喫食した場合、健康への影響があると思われる異物	食肉の鋭利な骨

※ 原則として、原料そのものに由来する物質や食品の変色部分、パンや食材の焦げ、魚の骨、野菜の皮などは「異物」に含まない。

ただし、形状や大きさによっては、異物と同様に扱うものとする。

※ 各学校で発見した異物の判断が困難な場合は、学校給食センターに確認する。

第2 異物混入防止対策について

1. 物資納入

(1) 物資納入

納入業者に対して、衛生管理を徹底し、納入物資に異物が混入しないよう、また、納品方法についても指示する。

(2) 検収

検収は、検収担当者が必ず立会い、検収表(品名、納入時間、数量、重量、表示、産地、異物混入の有無、鮮度、梱包状態、品温、製造年月日又は品質保持期限)、に記録すること。

異常を発見した場合は、食品納入業者と速やかに代替食材について協議すること。

2. 調理業務

(1) 調理従事者の身支度

調理場内(下処理室を含む)は、下記の要領で入室する。

- ・爪は、短く切り、マニキュアはしない。
- ・調理作業に必要な私物(指輪、時計、イヤリング、ピアス、ネックレス、ヘアピン等)は、調理場に持ちこまない。
- ・白衣・帽子は、洗濯された清潔なものを着用し、裾や袖から服が出ないようにする。
- ・白衣等に糸くずなどのほつれがないか確認し、ほつれが見つかったら補修又は交換する。
- ・白衣のポケットには、落下する恐れのあるものを入れない。
- ・頭髮ネット及び帽子を着用して毛髪がはみ出さないようにする。資料①
- ・使い捨てマスクは、必ず鼻と口を覆う。資料①
- ・調理室に入る際は、粘着ローラーで毛髪や埃、ゴミ等を除去する。

(2) 調理場内の点検

- ①調理場内は、常に整理整頓をし、学校給食日常点検表に従って点検をおこなう。
- ②調理従事者は、安全点検表に基づいて、調理機器等の点検を実施し、部品の脱落や刃こぼれがないか等の確認をすること。

(3) 調理作業における遵守事項

- ①下処理及び調理の全ての工程は、複数の調理従事者による目視確認を徹底し、異物の混入や異常を発見した時は、速やかに報告すること。
(発見者 → 班長 → 栄養士 → 所長)
- ②調理機器は、適正に取扱いし、危険な行為は厳に慎むこと。
- ③食材の袋やパックを開封した際は、切れ端、乾燥剤、内蓋等を適切に処分すること。資料①

(4) 配送

- ①学校給食センターから各学校の配膳室の入り口までの配送に関し、配送担当者が安全及び衛生管理の徹底を図るよう指導する。
- ②配送担当者は、給食コンテナを各学校の校務職員に確実に受け渡すこと。

(5) その他

所長は、学校の給食が開始される前に検食を行い、異物の混入、異臭の有無等を確認し、異常があった場合は、直ちに対応する。

3. 臼杵市教育委員会

(1) 給食施設の維持管理

- ①臼杵市教育委員会(学校給食課)は、給食施設及び調理機器の定期点検や修繕を実施して維持管理に努める。
- ②臼杵市教育委員会(教育総務課)は、受配校配膳室の施設・設備の定期点検や修繕を実施し、安全管理に努める。

(2)業者指導

①学校給食センターは、給食用物資納入業者及び給食配送業務委託業者に対し、異物混入の防止について定期的に指導を行う。

②学校給食センターは、納入業者が納入した食材に原因となる異物混入が発生した場合、書面による説明を求めることとする。書面での説明が不十分な場合は立入検査を実施し、作業工程及び衛生管理状況の確認をする。また、製造元が原因となる場合は、納入業者を通じて製造工程の確認を行い指導を依頼する。

4. 学校における防止対策

(1)配膳室等の管理

①給食準備開始前には、関係者以外は児童生徒や職員であっても立入禁止とする。また、給食搬入口や配膳室の施錠・開錠などの管理は、責任者を定めて厳重に行うこと。

②配膳室は、マニュアル(「給食に関わる事務の手引き」資料②、「学校給食受け取り施設衛生管理について」資料③)に沿って作業を行うこと。

(2)検食

①校長等は、児童・生徒の喫食開始までに検食を行い、異物の混入、異臭の有無等を確認し、検食簿に記録すること。また、異常を確認した場合は、異常のあった給食の一部又は全部の提供を中止するとともに、速やかに学校給食センターに連絡すること。

(3)教室(配膳時)の管理

①給食当番等配食を行う児童生徒及び教職員については、毎日、下痢・発熱・腹痛等の有無その他の健康状態を確認する。

給食当番の児童生徒は、白衣(エプロン)、帽子(三角巾)、マスクを着用し、配膳時に毛髪などの異物が混入しないように十分注意する。

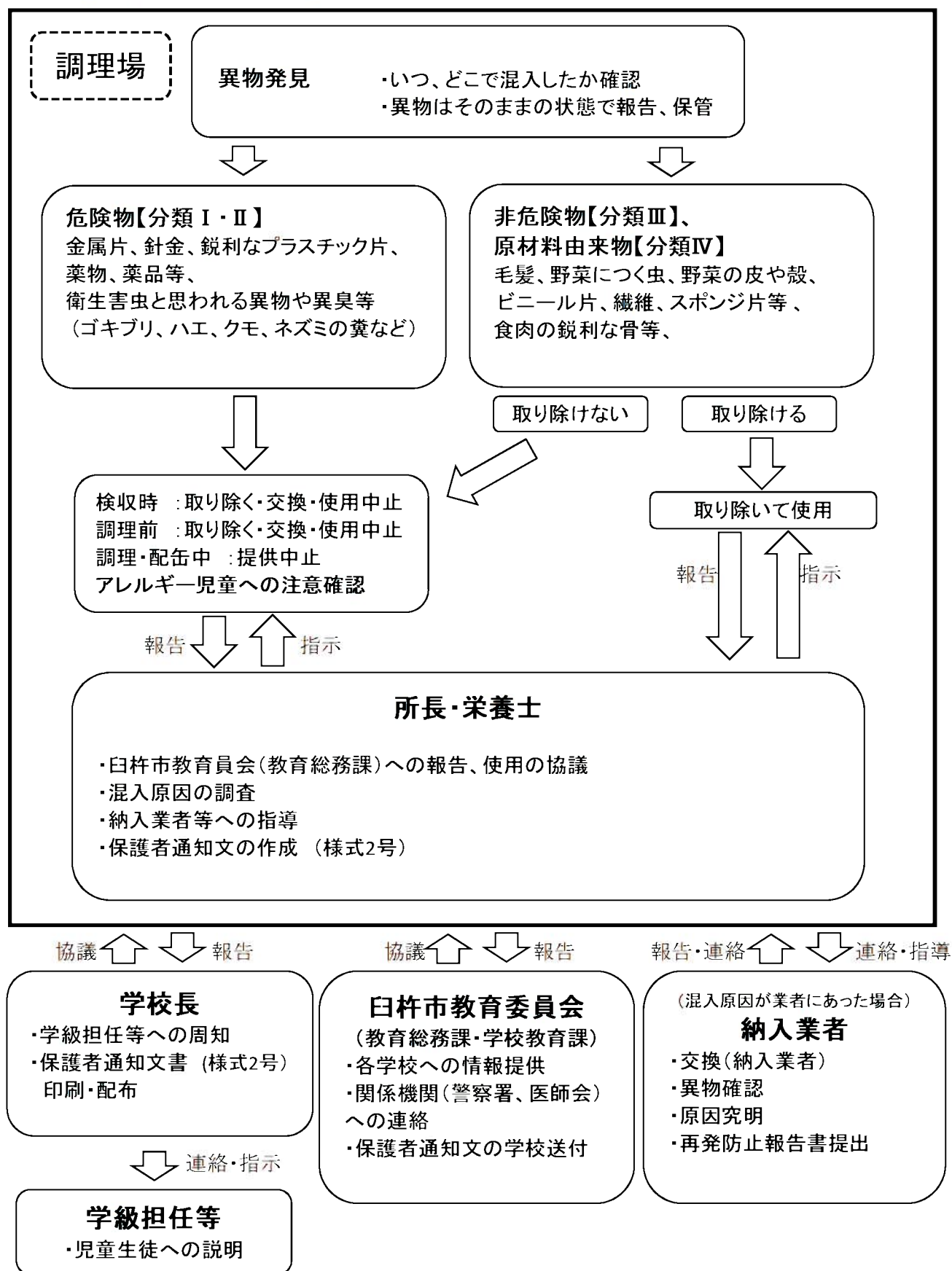
また、配食前、用便後の手洗い等を励行させ、清潔な手指で食器及び食品を扱うようにすること。

②学級担任等は、消しゴムのかす、画鋏、ホッチキスの針、セロテープ片、プラスチック片などの散乱や、虫が混入しないよう室内環境の整備に努めること。

③食器は丁寧に取り扱い、破損や傷を発見した場合は使用しないこと。

第3 異物混入があった時の対応

1. 調理場で異物が発見された場合



2. 調理工程における異物対応早見表

(1) 危険物(分類Ⅰ、Ⅱ)が混入した場合

分類Ⅰ・・・金属片、針金、ガラス片、鋭利なプラスチック片、薬物、薬品等

分類Ⅱ・・・衛生害虫と思われる異物や異臭などゴキブリ、ハエ、クモ、ネズミの糞

	野菜・果物	肉	加工品	調味料
検収時	取り除いて使用	交換又は 使用中止	交換又は 使用中止	交換又は 使用中止
調理前 (釜・機器に 入れる前)	〈未処理〉 取り除いて使用 〈処理後〉 交換又は 使用中止	交換又は 使用中止	交換又は 使用中止	新しく開封した ものを使用又は 使用中止
調理中	分類Ⅰ：提供中止 分類Ⅱ：その釜・機器の献立は提供中止 原因が特定できた場合は、他の釜の献立を調整して提供			
配缶中	原則、提供中止 ただし、配缶中の異物混入で原因が特定できた場合、 他の釜の献立を調整して提供			

※ 野菜・果物で未処理の場合においても、「取り除けない」、「他にも混入の可能性が疑われる場合」は、交換又は使用中止とする。

※ 食材に変更があった場合、必要に応じて学校へ連絡するなど、食物アレルギーのある児童への注意喚起を怠らないこと。

(2) 非危険物(分類Ⅲ、Ⅳ)、原料由来物が混入した場合

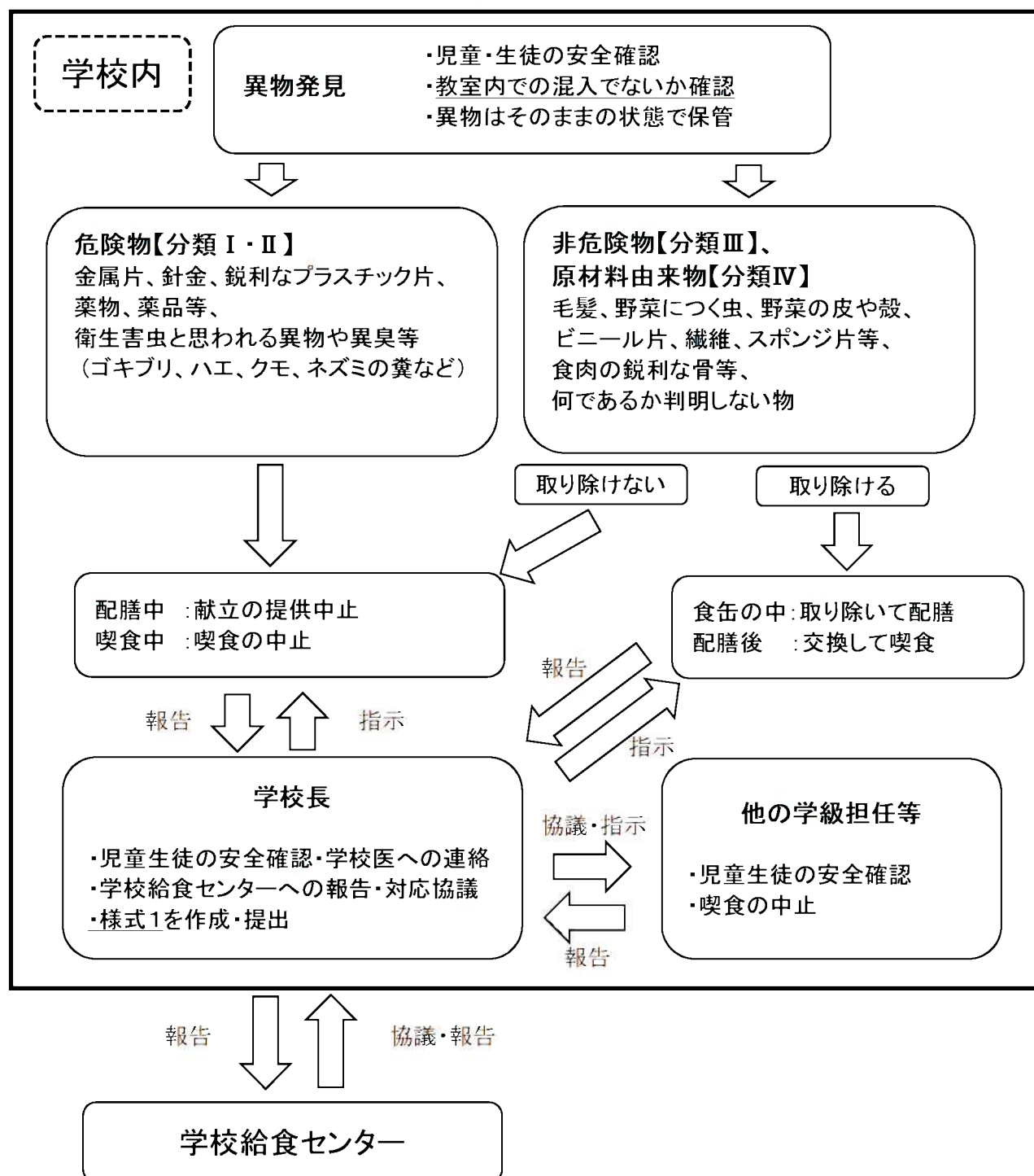
分類Ⅲ・・・毛髪、野菜につく虫、野菜の皮や殻、ビニール片、繊維、スポンジ片等

分類Ⅳ・・・食肉の鋭利な骨

	野菜・果物	肉	加工品	調味料
検収時	取り除いてよく確認して使用			
調理前 (釜・機器に 入れる前)	取り除いて使用 (再度、水洗い等 をしてから使用)	取り除いて使用	取り除いて使用	取り除いて使用
調理中	異物をその周辺ごと取り除き、よく目視で確認して調理する。			
配缶中	異物をその周辺ごと取り除き、よく目視で確認して配缶する。 すでに配缶したものについては、再度、目視確認する。			

※ 非危険物が、「取り除けない」、「他にも混入の可能性が疑われる場合」は、分類Ⅰ、Ⅱの対応に準ずる。

3. 学校(配膳・喫食時)で異物が発見された場合



4. 学校内で異物混入が確認された場合の対応

平成30年2月13日

白杵学校給食センター 電話0972-63-1115 FAX0972-63-1116
野津学校給食センター 電話0974-32-2253 FAX0974-32-7099

危機管理 レベル	異物	区分	異物内容	状況	学校での対応 ★まずは、電話でセンターへ第1報を！	給食センター対応	保護者への対応	教育委員会への報告	市長部局への報告	大分県体育保健課への報告	大分教育事務所	教育委員	中部保健所	市議会	報道機関
レベル0.5	非危険物 (異物自体は不快であり衛生的ではないが、健康への影響が少ないと思われる異物)、原料由来	分類Ⅲ、Ⅳ	毛髪、野菜につく虫、食物の皮や殻等	食缶または配膳された料理から発見	・児童生徒の安全確認 ・異物は発見時の状態で保管 ・学校内での混入がなかったか確認 ・センターへ電話報告後、様式1号提出 ・校内全学年へ確認、注意呼びかけ ・学校内で新しい料理に取り替えて喫食	・学校訪問し説明 ・状況聞き取り異物回収、異物の内容により検査機関へ提出 ・当該料理の調理工程検証	学校から当該児童保護者へ連絡(状況により判断)	給食センターで対応	-	-	-	-	-	-	-
レベル1		分類Ⅲ	ビニール片、繊維、スポンジ片等	配膳された料理から発見	・児童生徒の安全確認 ・異物は発見時の状態で保管 ・学校内での混入がなかった確認 ・センターへ電話報告後、様式1号提出 ・校内全学年確認、注意呼びかけ ・学校内で新しい料理に取り替えて喫食	・学校訪問し説明 ・状況聞き取り異物回収、異物の内容により検査機関へ提出 ・当該料理の調理工程検証	学校→当該児童保護者へ連絡	教育総務課長→秘書・総合政策課長	教育総務課長→秘書・総合政策課長	センター→体育保健課 電話で第一報 教育総務課長→体育保健課 電話で第一報		-		-	-
レベル2		分類Ⅲ	ビニール片、繊維、スポンジ片等	食缶から発見	・児童生徒の安全確認 ・異物は発見時の状態で保管 ・学校内での混入がなかったか確認 ・センターへ電話報告後、様式1号提出 ・校内全学年へ確認、注意呼びかけ ・食缶内から異物を取り除いて喫食	・学校訪問し説明 ・状況聞き取り異物回収 ・当該学校と同じ釜の配送学校へ確認、注意の連絡 ・異物の内容により検査機関へ提出 ・当該料理の調理工程検証	学校→当該児童保護者へ連絡					-	-	-	
レベル3	危険物 (喫食することにより、健康への影響が大さいと思われる異物)	分類Ⅱ	衛生害虫と思われる異物や異臭等(ゴキブリ、ハエ、クモ、ネズミの糞等)	配膳された料理から発見	・児童生徒の安全確認 ・異物は発見時の状態で保管 ・学校内での混入がなかったか確認 ・センターへ電話報告後、様式1号提出 ・該当料理の喫食中止 ・校内全学年へ確認、注意呼びかけ ・当該クラスへは救給カレーを配布	・学校訪問し説明 ・状況聞き取り異物回収 ・検査機関へ提出 ・当該料理の調理工程検証	学校教育課→当該学校保護者あて文書メールで学校へ ※様式2号 学校は教委からの保護者あて文書受取り印刷して配布					所長→教育長 所長→学校教育課長 所長→教育総務課長		教育総務課長→体育保健課 電話で第一報	センター→電話+第一報様式メール(事件・事故の概要及び対応報告書 第3号様式)
レベル4		分類Ⅱ	衛生害虫と思われる異物や異臭等(ゴキブリ、ハエ、クモ、ネズミの糞等)	食缶から発見	・児童生徒の安全確認 ・異物は発見時の状態で保管 ・学校内での混入がなかったか確認 ・センターへ電話報告後、様式1号提出 ・校内全学年で該当料理の喫食中止 ・校内全学年へ救給カレーを配布	・学校訪問し説明 ・状況聞き取り異物回収 ・当該学校と同じ釜の配送校へ当該料理喫食中止の緊急連絡 ・検査機関へ提出 ・当該料理の調理工程検証	学校教育課→当該学校保護者あて文書メールで学校へ ※様式2号 学校は教委からの保護者あて文書受取り印刷して配布	報告	報告	FAXでお知らせ					
レベル5		分類Ⅱ	衛生害虫と思われる異物や異臭等(ゴキブリ、ハエ、クモ、ネズミの糞等)	複数校から発見	・児童生徒の安全確認 ・異物は発見時の状態で保管 ・学校内での混入がなかったか確認 ・センターへ電話報告後、様式1号提出 ・校内全学年で該当料理の喫食中止 ・校内全学年へ救給カレーを配布	・学校訪問し説明 ・状況聞き取り異物回収 ・当該学校と同じ釜の配送学校へ当該料理喫食中止の緊急連絡(救給カレー配布) ・検査機関へ提出 ・当該料理の調理工程検証	学校教育課→当該学校保護者あて文書メールで学校へ ※様式2号 学校は教委からの保護者あて文書受取り印刷して配布	報告	報告	FAXでお知らせ					
レベル6		分類Ⅰ	金属片、針金、ガラス片、鋭利なプラスチック片、薬物、薬品等	食缶または配膳された料理から発見	・児童生徒の安全確認 ・異物は発見時の状態で保管 ・学校内での混入がなかったか確認 ・センターへ電話報告後、様式1号提出 ・校内全学年で該当料理の喫食中止 ・校内全学年へ救給カレーを配布	・学校訪問し説明 ・状況聞き取り異物回収 ・当該学校と同じ釜の配送校へ当該料理喫食中止の緊急連絡(救給カレー配布) ・検査機関へ提出 ・当該料理の調理工程検証	学校教育課→当該学校保護者あて文書メールで学校へ ※様式2号 学校は教委からの保護者あて文書受取り印刷して配布	報告	報告	緊急記者会見					
レベル7		分類Ⅰ	金属片、針金、ガラス片、鋭利なプラスチック片、薬物、薬品等	複数校から発見	・児童生徒の安全確認 ・異物は発見時の状態で保管 ・学校内での混入がなかったか確認 ・センターへ電話報告後、様式1号提出 ・校内全学年で該当料理の喫食中止 ・校内全学年で該当料理の喫食中止 ・校内全学年へ救給カレーを配布	・学校訪問し説明 ・状況聞き取り異物回収 ・当該学校と同じ釜の配送校へ当該料理喫食中止の緊急連絡(救給カレー配布) ・検査機関へ提出 ・当該料理の調理工程検証	学校教育課→当該学校保護者あて文書メールで学校へ ※様式2号 学校は教委からの保護者あて文書受取り印刷して配布	報告	報告	緊急記者会見					

5. 原因究明について

調理工程を確認し、混入原因を調査する。必要に応じ検査機関へ調査依頼を行う。

(1) 納入業者に原因がある場合

- ・納入業者へ連絡し異物を回収させる。
 - ・納入業者に原因究明・再発防止策を、文書で給食センターへ提出させる。
- ※取り除ける非危険物・原料由来物は報告書不要。

(2) 給食センターに原因がある場合

- ・原因究明を行い、再発防止策を検討する。
- ・作業の改善及び、調理従事者の指導を行う。

6. 報道機関への対応について

報道発表の判断は、関係部署と協議の上決定する。報道発表をすると判断した場合、もしくは新聞等で報道されることが想定される場合の対応窓口は、学校給食課(学校給食センター)及び教育総務課とする。又、窓口を一本化し対応を行う。

報道機関へ発信する情報内容は、大分教育事務所、大分県教育庁体育保健課、中部保健所(必要に応じて臼杵津久見警察署、臼杵市医師会を含む)及び全小中学校に提供する。

また、混入原因が主食(パン)を製造する委託工場にあると考えられる場合には、大分県学校給食会にも提供する。

別紙対応表を確認の上、各関係機関へ連絡をする。



異物等混入、異臭、異味等発見届

☐ 異物混入 ☐ 異 臭 ☐ 異 味 ☐ その他()

下記のとおり、学校給食に異常が発生したのでお届けします。

平成 年 月 日

学校名	小学校 中	校長氏名	印
発生年月日	平成 年 月 日 時 分頃	発見場所	
発見者	氏名 年 組	担任氏名	
学校給食 センターへの 第一報	平成 年 月 日 時 分頃	届出者	
		受信者	
異常があった 献立名			
混入物名又は 異常の状況			

◎発見時の状況及び学校の対応

※原因究明のため、可能な限り現物をそのままの状態で保管しておくこと。

様式2号

(公印省略)

平成 年 月 日

保護者 様

臼杵市教育委員会
学校給食課長 安東 信二

本日の学校給食について

平素より学校給食運営事業にご協力いただき、感謝申し上げます。

本日の給食において、1名の児童（生徒）の「○○○」の中に長さ○○mmの○○が○個見つかりました。安全第一に考え、給食の喫食途中ではありましたが、当該料理の児童（生徒）への提供を中止しました。児童（生徒）、保護者の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

今回の異物混入の原因は究明中ですが、今後このようなことが起こらないように最善の努力と注意を払い、安心して食べていただける給食の提供に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

第3号様式 (市町村教育委員会→教育事務所→県教育委員会担当課・室)

【第1報】

所 属 名	臼杵市教育委員会学校給食課
報告日時	

事件・事故 (いじめ事案を含む) の概要及び対応報告書

① 発生日時	平成 年 月 日 () 時 分
② 発生場所	
③ 事件・事故等の種別 (不審者目撃等)	
④ 関係児童・生徒等 (その他教育機関において は 記載不要)	児童・生徒等の学年・氏名 <u>(フリガナ)</u> ・性別 年 組
⑤ <u>事件・事故の概要</u> ※誰に何が起きたのか、誰が何を したのか等を簡潔に1、2文で要約す る。	【第一報の概要】 【今回報告分の概要】
⑥ 経緯・概要 ・情報源 ・何が起きているか ・被害者の状況 ・被害拡大の可能性 ・その他 ※時系列で、できる限り簡潔に分か りやすく記入してください。 ※過去の報告内容も記入する場合、 今回報告分(追加した新しい情報) と前回までの報告の区別が分かるよ うに記入する。	日時等 経緯
⑦ 特記事項 ※保護者等からの要望・苦情等がある 場合に記入する。	日時等 初動対応の内容
⑧ 市町村教育委員会におけ ・庁内体制 ・関係機関(警察等)との連携 ・報道対応等	
⑨ <u>対応方針</u> ※事案の経緯が明らかになる場合や再 発防止策が求められる場合など事案 に応じて問題点やその改善策を記載 する。	

(必要に応じて別紙作成)

市町村教育委員会 の連絡窓口責任者 (TEL) 学校給食課 0972-63-1115	正	職	課長	氏名	安東信二
		《自宅》		《携帯》	080-3450-9689
	副	職	課長代理	氏名	合澤純子
		《自宅》		《携帯》	080-3455-6877
教育事務所 連絡窓口責任者 (TEL) (※教育事務所が記入) 097-536-1111	正	職		氏名	
		《自宅》		《携帯》	
	副	職	主査	氏名	
		《自宅》		《携帯》	

帽子の着用

毛髪は帽子の中に入れる



帽子のたれは白衣の中に入れる

マスクの着用

隙間の無いようにクリップを止める



鼻からあごまできちんと覆う

袋の開封方法

切り込みを入れる



切った部分が、袋本体に付いているか確認し、捨てる。



片面を一枚だけ切る

シールの上は切らない

2度切りはしない

切り落とさない

